

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2027年4月1日改定）

掲載日 2026 年 9 月 1 日

■スマートフォンアプリ利用規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
第 31 条（利用者に関する情報の収集、保有、利用等） 1～2（略） 3 当行は、前項に定める利用目的のため<u>以下の情報</u>を利用することがあります。 ① <u>本アプリ以外で取得した利用者の個人情報</u> ② <u>利用者がゆうちょレコ（当行が提供するゆうちょレコという名称のアプリケーション（理由のいかんを問わずその名称又は内容が変更された場合の当該変更後のアプリケーションを含みます。）及び関連ソフトウェアをいいます。以下本条において同じとします。）の利用に際して登録・提供した情報、本サービス利用中に当行が必要と判断して登録・提供を求めた情報及びこれらの情報について利用者自身が追加・変更を行った場合の当該情報</u> ③ <u>ゆうちょレコの利用にあたり、マネーツリー株式会社が別途提供するサービスを利用して取得した当行所定の金融機関等における利用者の口座情報、カード利用情報その他の取引情報並びにこれらの取引情報を加工した情報</u> ④ <u>ゆうちょレコ経由で自動的に取得するゆうちょレコの操作履歴、起動ログ、ブラウザ閲覧ログ、利用ログ及び通信端末に係る情報</u> 4～6（略）	第 31 条（利用者に関する情報の収集、保有、利用等） 1～2（略） 3 当行は、前項に定める利用目的のため、<u>本アプリ以外で取得した利用者の個人情報</u>を利用することがあります。 4～6（略）
第 4 章 ゆうちょレコ <u>（略）</u>	第 4 章 ゆうちょレコ <u>（サービス終了により削除）</u>

以上